

船橋市有価物回収助成金交付要領に定める卸売商買入金額に関する基準

船橋市有価物回収助成金交付要領第3条第4項に定める卸売商買入金額は、下記により算定する。

記

(品目別価格の決定)

1. 問屋ごとの買入価格に相違がある場合は、その最高値を品目別価格とする。
2. 「日本経済新聞」及び「資源新報」に掲載された価格の下限值を品目別価格とする。
3. 「1.」及び「2.」の品目別価格は、それぞれ、その月の最高値を採用する。
4. 「1.」及び「2.」の品目別価格をそれぞれ比較し、その大きい値を品目別価格として決定する。

(卸売商買入金額の算定)

1. 買入金額は、上記で決定した品目別価格に回収重量を乗じ、品目別に算定する。
2. 「1.」により算定した品目別の買入金額が、実績報告の金額より大きい場合は、算定により得た品目別の買入金額を卸売商買入金額として採用し、助成金算定の金額とする。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成24年10月1日から施行する。